

学童クラブ事業の利用料金について

1 利用料金について

- 利用される曜日や時間（利用区分）に応じて、利用料金表の「基本額」の料金を、8月は、利用区分に関わらず、長期休業中の「基本額」の料金をお支払いいただきます。
- また、多子世帯への減免（学童クラブ事業を同時に利用するきょうだい児の利用料金減免）や、配慮が必要な世帯への減免（下表の減免①～④の適用）等もあります。
※ 各種減免の要件・申請方法等は、下記「3 利用料金の減免について」をご確認ください。

2 留意事項

- 登録された当月から利用料金を徴収します。月の途中で退会された場合は、その月の利用料金をお返しすることができませんので、ご留意ください。
- また、事前に月の全期間学童クラブ事業を利用しないことを申し出ていただいた場合は、その月の利用料金は徴収いたしません。
- なお、年度の途中で利用区分を変更される場合は、前月までに利用される児童館・学童保育所へお申し出ください。

【利用料金表】（月額）

利用区分		平日のみ		平日 + 土曜		長期休業中 (8月のみ) (一律)
		午後5時まで	午後6時30分まで	午後5時まで	午後6時30分まで	
基本額	1人目	9,000円	11,000円	11,000円	12,000円	13,000円
	2人目	4,500円	5,500円	5,500円	6,000円	6,500円
	3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
減免 (減免後の額)	① 全員	0円	0円	0円	0円	0円
		1,600円	1,700円	1,600円	1,700円	1,700円
		800円	900円	800円	900円	900円
	② 3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
		3,000円	3,200円	3,000円	3,200円	3,200円
		1,500円	1,600円	1,500円	1,600円	1,600円
	③ 3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
		5,000円	6,000円	6,000円	6,500円	7,000円
		2,500円	3,000円	3,000円	3,300円	3,500円
	④ 3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円

※ 利用料金のほか、おやつ代や教材費等の実費負担が必要となります。

※ 京都市外居住者の方が利用される場合は、上記利用料金に加え、追加で費用負担をいただく場合がございますので、施設にお問い合わせください。

3 利用料金の減免について

（1）多子世帯に対する減免

京都市が委託する学童クラブ事業（児童館、学童保育所、放課後ほっと広場）を同時に利用するきょうだい児については、2人目が「半額」、3人目以降が「無料」となります。

※ 最年少児を1人目に位置付け、2人目以降を減免。

申請方法

学童クラブ事業の利用登録申請（オンライン申請又は「学童クラブ事業利用申請書」の提出）において、「減免の申請」の有無を確認する欄がありますので、「同時利用のきょうだい児に係る減免を申請する」にチェックをしてください。挙証資料は不要です。

※ きょうだい児が異なる児童館等をそれぞれ利用する場合、また、多子世帯に対する減免に加え、「(2)配慮が必要な世帯に対する減免」の申請を行う場合は、別途、減免申請書の提出が必要です。

(2) 配慮が必要な世帯に対する減免

下表の減免①～④の条件に該当する場合は減免が適用されます。

申請方法

「学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書」に、減免区分（①～④）に応じた挙証資料（写しで可）を添えて、利用される児童館・学童保育所へご提出ください。

留意点

年度を通じて減免①～④の適用を受けるためには、年度の途中（下表の「減免更新手続開始月」）に改めて挙証資料を提出のうえ、減免の更新手続が必要です。更新手続を行わなかった場合には、「基本額」料金の適用となりますので、ご注意ください。

【減免の条件表】

	条件	挙証資料（全て写しで可）	減免更新手続開始月
減免①	生活保護法による保護を受けている世帯	生活保護受給証明書	変更があった月 6月
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	中国残留邦人支援給付受給証明書	
	減免②に該当し、ひとり親家庭又は世帯内に障害のある方がいる世帯	課税証明書（全項目証明）（※2） 【ひとり親家庭であることが分かる書類】（※3） 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給者証（「福祉医療費受給者証（親）」と記載されている受給者証） 【障害のある方がいることが分かる書類】 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害年金を受給していることが分かる資料、特別児童扶養手当受給通知	
減免② (※1)	市府民税非課税世帯 市府民税均等割のみ課税世帯	課税証明書（全項目証明）（※2）	6月
減免③	市府民税のみを課されている世帯 (所得税非課税世帯)	課税証明書（全項目証明）（※2） 源泉徴収票又は確定申告書の写し	6月
減免④	就学援助を受けている世帯	就学援助制度の認定通知	7月
	ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯	ひとり親家庭等医療費受給者証（「福祉医療費受給者証（親）」）	8月

※1 減免②は、「税額控除」及び「定額減税」前の市府民税所得割額で判定を行います。そのため、課税証明書の「その他の事項」に「市府民税所得割額（定額減税前） 0円」と記載があり、さらに「税額控除額」の欄のうち、調整控除を除く各控除額が0円の場合のみ、減免②に該当します。

※2 「合計所得金額」と「年税額」が記載された最新の年度の全項目証明を提出してください。

なお、前年に所得がない等で課税資料を提出されていない場合、年税額等の欄が空白となってしまうため、市税事務所市民税担当に市府民税の申告書を提出のうえ、課税証明書の請求をしてください。

※3 離婚調停中等やむを得ない理由により挙証資料を提出できない場合は、その状況を施設へお申し出ください。

※4 減免④は、就学援助制度の認定通知の「認定期間」やひとり親家庭等医療費受給者証の「有効期間」が減免の適用期間となります。認定期間又は有効期間が更新された場合は減免申請の更新手続が必要です。

(3) 家計急変に対する減免

失業や傷病、災害等の理由により、家計が急変し直近3箇月の収入が市府民税や所得税非課税世帯に相当する水準となる世帯については、急変後の収入に応じた減免を行います。

申請方法

「学童クラブ事業利用に係る利用料金一時減免（家計急変）申請書」に、挙証資料を添えて、利用される児童館・学童保育所へご提出ください。